

小田原市立地適正化計画の改定について

1 改定の背景・目的

平成 26 年 8 月、都市再生特別措置法が改正され、人口減少・少子高齢社会に対応する集約型のまちづくりを進めていく「立地適正化計画」制度が創設され、本市では、平成 31 年 3 月に居住誘導区域を含む全体版の立地適正化計画の策定・公表し、各取組を進めてきました。

令和 2 年 6 月、都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画において、新たに防災指針を追加すること、居住誘導区域から災害レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域）を除外することなどが規定されました。また、平成 27 年 5 月、水防法が改正され、「計画規模降雨（100 年確率）」から「特定最大規模降雨（1000 年確率）」による浸水想定の変更が行われ、市内の洪水ハザードマップが更新されました。

このことにより、まずは、令和 3 年 9 月に施行令施行に伴う居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外する変更を行い、この度、防災指針の追加、洪水・高潮浸水想定区域の変更、新設に伴う居住誘導区域の変更を行うものです。

なお、計画変更にあたり、時点修正等も含め、改定するものです。

2 計画改定のポイント

(1) 都市機能誘導区域の拡大

小田原駅周辺地区における区域の変更（計画書 P. 47～50）

(2) 居住誘導区域の変更

洪水ハザードマップを反映した区域の変更（計画書 P. 63～65）

(3) 防災指針の策定

都市再生特別措置法の改正に伴う防災指針の追加（計画書 P. 66～96）

(4) 誘導施策の見直し

完了した事業や新たな事業などを整理する誘導施策の見直し（計画書 P. 97～119）

3 小田原市立地適正化計画改定案

別紙のとおり

4 改定日（案）

令和 5 年 3 月